



(3) 仮に、行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知し対応する。

### 3 学校における取組

#### (1) いじめ防止等の組織

学校は、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「上原小学校いじめ対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

「いじめ対策委員会」のメンバーは、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（または主任養護教諭）、学年主任、スクール・カウンセラー等で組織する。毎月1回開催するほか、必要に応じて開催する。

#### (2) いじめの未然防止に関する日頃からの取組

- ① 児童が「いじめは絶対に許されない行為」であることを自覚するための指導
- ② 児童がいじめについて考え、その防止等に主体的に取り組むための授業の実施（全学年年3回以上）及び時間の設定
- ③ 児童にとって分かる授業づくり、児童が話し合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業づくり
- ④ 児童の自己肯定感や自尊感情を高める場の設定
- ⑤ タイミングを逃さないきめ細かな生活指導
- ⑥ 児童の人権を尊重した教育活動の推進
- ⑦ 道徳教育、人権教育の充実
- ⑧ デジタル・シティズンシップ教育、デジタル・ウィークの実施
- ⑨ 「SOS の出し方」についての日常的・継続的な指導（高学年で年1回以上の授業実施）
- ⑩ 児童会が課題を捉え、主体的に解決を図る取組の実施
- ⑪ 児童の主体的な取組の推進

6月、11月のふれあい月間を活用し、継続的に指導する。

時期	4月頃 ⇒		6月頃⇒		11月頃⇒
主な活動	P (Plan : 計画) 「いじめ」防止について自覚をもつ。防止のためにできる活動を計画する。	D (Do : 実行) 実際に活動してみる。活動のよりよい実施を図る。	C (Check : 評価) 活動を振り返り、よかったところや課題などについて考える。	A (Act : 改善) もっとよくするために継続すること、改善が必要なことを考え、次につなげる。	
時期	11月頃⇒		2月頃⇒		
主な活動	P (Plan : 計画) 改善案を踏まえ、この時期以降に効果的にできることを改めて計画する。	D (Do : 実行) 改善された計画に基づき実際に活動してみる。	C (Check : 評価) 活動を振り返り、よかったところや課題などについて考える。	A (Act : 改善) 次年度に向けてもっとよくするための行動を提案する。	



## (6) いじめ重大事態への対応の取組

### ① いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条より）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② いじめ重大事態への対処

ア いじめを受けた児童の安全確保と心のケアを図る。

イ いじめ重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

ウ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等）との連携を図る。

エ 上記ウに示す調査結果等に基づく事実関係その他の必要な情報を、いじめを受けた児童の保護者に提供する。児童のケアや問題の解決に向けて連携を図る。

## (7) 教職員研修

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施（年間3回以上）し、教育活動上の留意点や日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

## (8) 家庭・地域との連携

### ① 保護者の役割

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。また、保護者は学校等が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するように努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条「保護者の責務等」より）

### ② 地域の役割

地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や区教育委員会に速やかに情報提供や相談をするようにする。このことについて、コミュニティ・スクール委員会等で周知し、協力を依頼していく。

### ③ 学校・保護者・地域の連携推進

学校がいじめ問題を迅速かつ確に解決できるようにするため、上記①②により、学校、保護者、地域住民は、相互に連携を図り、いじめの未然防止、早期発見等の取組に協力するよう努める。特に学校は日頃から、電話や面談等による保護者との連携を図り、相談しやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解、協力を得られるようにする。